平成２７年（フ）第２３３号
静岡県浜松市西区大平台４丁目22番６号　グリーンビュー304号
債務者　河合香奈子
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第７２号
広島市安佐南区祇園２丁目25番１－103号
破産者　里岡　知行
1　破産債権の届出期間　平成27年７月30日まで
2　一般調査期日　平成27年９月１日午後２時
平成27年６月30日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５３８号
大阪府東大阪市稲葉２丁目１番36号
破産者　有限会社カプラス
1　破産債権の届出期間　平成27年８月３日まで
2　一般調査期日　平成27年９月10日午後２時
平成27年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７号
大阪府東大阪市若江本町１丁目２番27号
破産者　田中　伸一
1　破産債権の届出期間　平成27年８月５日まで
2　一般調査期日　平成27年８月31日午後２時
平成27年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１４号
大阪府高槻市大塚町３丁目22番10号
破産者　綿谷　浩一
1　破産債権の届出期間　平成27年８月６日まで
2　一般調査期日　平成27年９月14日午後２時
平成27年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２２９号
埼玉県川口市大字神戸234番地の１　月あかり神戸、旧住所埼玉県川口市差間３丁目29番35－６号
破産者　吉橋　信一
1　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
2　一般調査期日　平成27年９月14日午前11時30分
平成27年６月29日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第１１５２号
大阪府東大阪市善根寺町２丁目２番５号
破産者　こな茶こと　北川　隆文
異議申述期間　平成27年８月20日まで
平成27年７月２日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２００１号
青森県十和田市稲生町17番３号
清算株式会社　とうてつ交通株式会社
代表清算人　佐藤　行洋
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（ヒ）第７号
京都府亀岡市大井町並河３丁目１番１号
清算株式会社　ロイヤル株式会社
代表清算人　駿見　米子
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２０２９号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目８番４号
清算株式会社　株式会社千代田
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０４０号
東京都港区南青山１丁目１番１号
清算株式会社　エスエス海運株式会社
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第５号
大阪市浪速区浪速東１丁目２番26号
再生債務者　株式会社榎並工務店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満４丁目８番17号　宇治電ビルディング11階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　印藤　弘二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成27年７月１日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第２号
北九州市小倉北区京町３丁目14番11号
再生債務者　株式会社ＢＤ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成27年６月30日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第５３号
さいたま市南区辻８丁目３番３号　ドミトリー一本木401号
再生債務者　安藤　直貴
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月５日から平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第６１号
さいたま市南区沼影１丁目30番12号305
再生債務者　狩野　佳彦
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月５日から平成27年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第６号
千葉県木更津市永井作１丁目７番21－101号
再生債務者　高橋　法之
1　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月22日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月５日から平成27年８月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部